

平成26年4月1日

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書  
(「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書)

社会福祉法人 養 寿 会  
特別養護老人ホーム白鶴荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第2172300044号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
(1) 介護保険給付の対象となるサービス.....	4
(2) 介護保険給付の対象とならないサービス.....	7
(3) 利用料金のお支払い方法.....	7
5. 事故発生時の対応及び賠償責任.....	8
6. 苦情の受付について.....	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 養寿会
- (2) 法人所在地 岐阜県養老郡養老町柏尾463番地1
- (3) 電話番号 0584-32-1211
- (4) 代表者氏名 理事長 飯田 辰美
- (5) 設立年月 平成8年6月25日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成12年3月17日指定  
岐阜県指定第2172300044号  
指定介護予防短期入所生活介護事業所  
平成18年4月1日指定  
岐阜県指定第2172300044号

※当事業所は特別養護老人ホーム白鶴荘に併設されています。

### (2) 事業所の目的

「短期入所生活介護等」は、介護保険法に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、「短期入所生活介護等」サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム白鶴荘
- (4) 事業所の所在地 岐阜県養老郡養老町柏尾463番地の1
- (5) 電話番号 0584-32-1211
- (6) 事業所長(管理者)氏名 藤井 道雄
- (7) 当事業所の運営方針

利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的なサービスを提供し、社会の信頼に応える為に、公平・公正なサービスの実現に努めます。

- (8) 開設年月 平成9年12月1日
- (9) 利用定員 20人
- (10) 通常の送迎の実施地域  
養老郡養老町、大垣市、海津市
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、2人部屋・個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	50室	1階20室、2階30室
2人部屋	15室	2階15室
2人部屋	10室	1階10室
合計	75室	
食堂	2室	各1階2階
機能訓練室	1室	2階食堂一部と併用 [主な設置機器] 平行棒、滑車、助木、マット訓練台…
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・個浴・一般浴
医務室	1室	1階
洗面所		1階 3カ所、2階 5カ所
トイレ		1階 3カ所、2階 4カ所
喫茶コーナー		各1階2階

※上記は、厚生労働省が定める基準により、「短期入所生活介護等」事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して「短期入所生活介護等」サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	37.3名	31名
3. 生活相談員	2名	2名
4. 看護職員	5名	4名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	必要数	必要数
8. 栄養士	1名	1名

※ 常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火・金曜日 13：30～15：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～16：00 4名 日中： 8：30～17：30 10名 夜間： 21：00～翌7：00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 3名

☆土・日は、上記と異なります。

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 5 条参照）\*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ①居室の提供

- ・当事業所では、多床室（2 人床）、従来型個室を提供します。

##### ②食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：午前 8：00～

昼食：午後 0：00～

おやつ：午後 2：00～

夕食：午後 6：00～

### ③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

### ④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。  
※ 但し、通常の送迎の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

### ⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者ご本人の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する訓練を実施します。

### ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### <サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護・要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担金額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護・要支援度に応じて異なります。）

(多床室)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度・要支援とサービス利用料金	5,230円	6,380円	7,270円	7,960円	8,670円	9,360円	10,040円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,707円	5,742円	6,543円	7,164円	7,803円	8,424円	9,036円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	523円	638円	727円	796円	867円	936円	1,004円
4. 居室に係る自己負担	320円						

5. 食事に係る自己負担	1,380 円/日 (朝食 300 円、昼食 550 円、夕食 530 円)						
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	2,223 円	2,338 円	2,427 円	2,496 円	2,567 円	2,636 円	2,704 円

(従来型個室)

1. ご契約者の要介護・ 要支援度とサービス 利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	4,790 円	5,900 円	6,540 円	7,240 円	7,960 円	8,660 円	9,350 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,311 円	5,310 円	5,886 円	6,516 円	7,164 円	7,794 円	8,415 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	479 円	590 円	654 円	724 円	796 円	866 円	935 円
4. 居室に係る自己負担	1,150 円						
5. 食事に係る自己負担	1,380 円/日 (朝食 300 円、昼食 550 円、夕食 530 円)						
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	3,009 円	3,120 円	3,184 円	3,254 円	3,326 円	3,396 円	3,465 円

☆上記には、機能訓練体制加算 12 単位・看護体制加算 (Ⅱ) 8 単位・サービス提供体制加算 (Ⅰ) 12 単位・夜勤職員配置加算 (Ⅰ) 13 単位が含まれています。(要支援 1・2 の方は、機能訓練体制加算 12 単位とサービス提供体制加算 (Ⅰ) 12 単位が含まれています。)

☆介護処遇改善加算 (Ⅰ) ひと月あたりの総単位数 × 2.5% を  
ご負担いただきます。※総単位数とは・・・利用料金+加算

☆また、「短期入所生活介護等」サービス提供にあたりご契約者 (利用者が  
送迎を希望された場合は、片道 184 円が必要となります。

☆ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用  
料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、  
自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還  
払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項  
を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご  
契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、

認定証に記載している負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事提供に係る費用 (食費)

ご契約者に提供する食事の材料および調理費相当分にかかる費用です。

料金：1日あたり1,380円

朝食 300円、昼食 550円、夕食 530円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用については実費をご負担いただきます。なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 指定口座への振り込み

西美濃農業協同組合 高田支店

普通預金口座名義人 社会福祉法人養寿会 理事長 飯田辰美 特養

普通預金口座番号 ° 7203411 °

イ. 金融機関口座から自動引き落とし

ご利用できる金融機関：大垣共立銀行、大垣信用金庫、郵便局

西美濃農業協同組合ほか

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、「短期入所生活介護等」サービスの利用を中止又は変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出された場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

#### 5. 事故発生時の対応及び賠償責任（契約書第15条、第16条参照）\*

- (1) 事業者は、利用者に対する「短期入所生活介護等」サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡すると共に、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の場合において事故が発生した場合には、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- (3) 前項の場合において当該事故発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

#### 6. 苦情の受付について（契約書第24条参照）\*

##### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員 菱田幸子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

10:00～16:00

また、苦情受付ボックスを1階事務所前、2階寮母室前に設置しています。



(2) 行政機関その他苦情受付機関

養老町役場健康福祉課	所在地 岐阜県養老郡養老町高田798番地 電話番号 0584-32-1100 受付時間 10:00~16:00
西濃地域振興局	所在地 岐阜県大垣市江添町422番地の3 電話番号 0584-73-1111 受付時間 10:00~16:00
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-273-1111 受付時間 10:00~16:00
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-273-1111 受付時間 10:00~16:00

平成 年 月 日

「短期入所生活介護等」サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人養寿会 特別養護老人ホーム 白鶴荘

説明者職名 生活相談員 氏名 菱田幸子 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「短期入所生活介護等」サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 ⑩

代理人住所

氏名 ⑩

利用者との関係 ( )

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 5,418.90㎡ 附属 169.29㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [介護老人福祉施設] 平成12年3月17日指定 岐阜県 2172300044号 定員80名
- [通所介護] 平成12年3月17日指定 岐阜県 2172300135号 定員25名
- [訪問介護] 平成12年3月17日指定 岐阜県 2172300127号
- [居宅介護支援事業] 平成16年6月1日指定 岐阜県 2172300218号

### (4) 事業所の周辺環境

養老山麓の緑豊かな自然環境の中、静かな山間にあり、内部も木目調で統一され、また廊下もゆったりとしており心安らぐ施設です。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**……主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

4名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**……ご契約者の機能訓練を担当します。

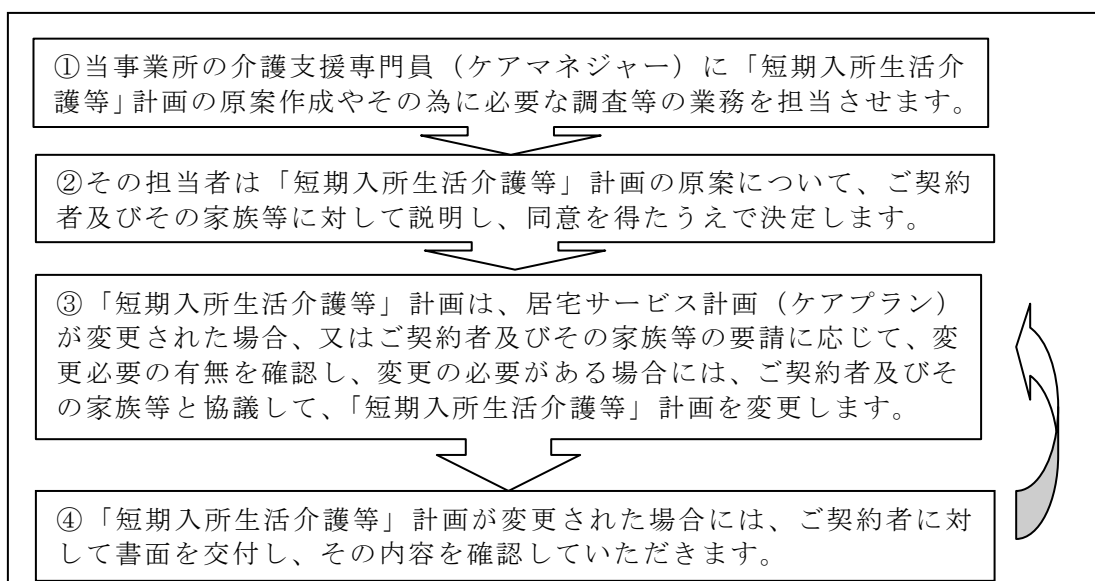
1名の機能訓練指導員を配置しています。

**医師**……ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護等」計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援・要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行いません。  
 ○「短期入所生活介護等」計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
 ○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



○作成された居宅サービス計画に沿って、「短期入所生活介護等」計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
 ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

## 2. 要支援・要介護認定を受けていない場合

○要支援・要介護認定の申請に必要な支援を行います。  
○「短期入所生活介護等」計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。  
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)



要支援・要介護と認定された場合

自立と認定された場合



○居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

○契約は終了します。  
○すでに実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。



居宅サービス計画(ケアプランの作成)



○作成された居宅サービス計画に沿って、「短期入所生活介護等」計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

## 4. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限\*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。  
利用時に施設と協議したもの、……

### (2) 面会

面会時間 午前9：00 ～午後8：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※ なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

### (3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5 (1) に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (4) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 13 条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護に

ついて、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (5) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### (6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

##### ①協力医療機関

医療機関の名称	岐阜県厚生農業協同組合連合会西美濃厚生病院
所在地	岐阜県養老郡養老町押越 986 番地
診療科	内科・小児科・外科・整形外科・眼科・泌尿器科・皮膚科…

##### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	養老郡歯科医師会
所在地	養老郡内

### 6. 損害賠償について (契約書第 15 条、第 16 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 18 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （１）ご契約者からの解約・契約解除の申出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める「短期入所生活介護等」サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### （２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合は、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、

相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。